

# 事故発生防止のための指針

訪問看護ステーションかえるの家

## (目的)

第1条 インシデント及びアクシデント(以下、「事故」という。)事例、交通事故を報告することにより、業務上事故につながる潜在的な要因を把握し、これに基づいて事故の発生を防止するとともに、発生した事故に対する適切な対応を図ることを目的とする。つまり、過去に発生した「インシデント」・「事故」情報を教訓にした継続的な予防・再発防止活動を通じてサービス利用者(以下、利用者)の安全と利益を確保するための安全かつ質の高いサービスを提供することである

## (用語の定義)

第2条 この要綱において、「インシデント」とは、利用者に障害を及ぼすことは無かったが、日常の業務で起きた事象とする(ヒヤリハットを含む)。「事故」とは、日常の業務で予想しなかった悪い結果が利用者にとこった事象とする

## (事故防止検討委員会)

第3条 目的を遂行するための管理組織として、「事故防止委員会」を設置する

2 事故防止委員会の委員長は、会社の代表者とし、委員は各事業所の代表者とする

3 事故防止委員会の役割は以下のとおりとする

- (1) 年1回以上委員会を開催し、収集したデータの分析や評価、事故の予防・再発防止を検討するとともに職員へフィードバックする
- (2) 事故防止に関する研修・教育計画を策定する  
※新採用時職員研修、年1回以上の職員研修
- (3) 事故防止に関するマニュアル類の見直し、整備を図る
- (4) 事故防止に関する情報等を収集し、職員へ情報提供することより、事故防止への意識の高揚を図る
- (5) 実際に起きた事故に対する分析、改善案の検討と啓発

## (「事故」の報告対象)

第4条 報告対象となる行為は、以下のとおりとする

- (1) 業務上の行為に関わるもの(説明不足・請求ミス・誤薬・処置忘れ・判断ミス等)
- (2) 利用者及びその家族に関わるもの(転倒・私物の紛失・器物破損等)
- (3) 管理に関するもの(器具の故障・施設管理上の事故等)
- (4) 移動・運転に関するもの(車両事故、物損事故、人損事故)

## (「事故」の報告)

第5条 「事故」の発生があった場合、それに関係した職員(非常勤務職員も含む。以下、報告者という。)は、その内容を速やかに口頭及び「別紙:事故(苦情)等報告書」に記載して報告を行う

(「インシデント」・「事故」の報告の経路と時間)

第6条 報告に対する経路と時間は以下のとおりとする

- (1) 報告者(当事者)は、原則として「事故」が発生後、速やかに管理者へ口頭で報告し、状況を報告する。
- (2) 報告者(当事者)は、「事故等報告書」を作成すると同時に、管理者の判断・指示を仰ぎ、問題解決に向け規定に従い速やかに対応する
- (3) 「事故等報告書」を基に、管理者および職員は、速やかに自己検討会議を開催し、改善策の策定及び事故防止委員会へ報告する

(交通事故についての対応と報告に関する経路と時間)

第7条 事故対応と報告に対する経路と時間は以下のとおりとする

- (1) 報告者(当事者)は、フローチャートに従い、相手の救助と警察への報告をする
- (2) 報告者(当事者)は、警察へ報告後、速やかにステーションに連絡し、状況を報告する。ステーションは、マニュアルを基に、確認事項の確認を行う。
- (3) 管理者は、状況に応じて、訪問スケジュールの調整やヘルプを出す
- (4) 報告者(当事者)は、「事故等報告書」を作成すると同時に、管理者の判断・指示を仰ぎ、問題解決に向け規定に従い速やかに対応する
- (5) 管理者は、社長へ報告し、自動車保険等の使用についての対応を行う
- (6) 「事故等報告書」を基に、管理者および職員は、速やかに自己検討会議を開催し、改善策の策定及び事故防止委員会へ報告する

(予防対策の検討・実施)

第8条 報告を受けた管理者は、速やかに必要な指示を報告者(当事者)に対して行うとともに、その原因を分析して、再発防止に努めるものとする

- 2 事故防止討会は、「事故報告書」を基に改善案を作成し、業務のプロセスや管理システム等の観点から発生要因を詳細に分析して、同様な事故を防止する為に必要な予防策を検討する
- 3 事故防止検討委員会は、定期的に統計分析を実施し、「事故」の発生状況の傾向を把握し、予防策の検討に活用するものとする

(職員へのフィードバック・職員研修)

第9条 事故防止検討委員会は、第9条で検討した結果を全職員へ周知徹底する

- 2 「インシデント」・「事故」・「交通事故」情報は、報告者(当事者)への配慮及び外部への情報漏洩を考慮して、必要に応じて全職員へフィードバックするものとする
- 3 事故発生防止の基礎的内容等の適切な知識の普及や、安全管理の徹底を図るため、下記の研修を行う
  - ① 採用時研修 採用後3カ月以内
  - ② 継続研修 年1回

(管理)

第10条 「インシデント」・「事故」・「交通事故」報告書は、管理者及び事故防止検討委員会が管理する

(市町村への報告)

第11条 利用者が事故により、骨折・窒息・介護の重度化・死亡した場合、又は管理者が必要と判断した場合は市町村へ報告する

(事故発生防止のための指針の公表)

第13条 事故発生防止のための方針は、利用者の求めに応じていつでも事業所内にて閲覧できるようにする。また、ホームページにおいても常時、利用者及びご家族の皆様が閲覧できるように公示する。

(その他)

第14条 「インシデント」・「事故」報告書は、業務上の事故防止の為に使用することとし、人事考課や業績評価制度等に用いてはならない。

附則

この指針は、令和6年4月1日から施行する。